

下請法（4）

前回まで、下請法の適用対象となる取引について説明しました。今回は「トンネル会社規制」及び親事業者の遵守義務について説明します。

トンネル会社規制ある事業者（以下「A」というが、子会社（以下「B」という）を通じて、下請事業者（以下「C」という）と製造委託などの取引を行っている場合において、次のような要件を満たせば、B・C間の取引では資本金の区分を満たしていないても、Bは親事業者とみなされ、下請法の適用を受けることがあります。これを「トンネル会社規制」と言い、前記のような親会社Aによる下請法の適用逃れを防止しています。

前回まで、下請法の適用対象となる取引について説明しました。今回は「トンネル会社規制」及び親事業者の遵守義務について説明します。

その要件については、大まかに説明すると、次の①～③のとおりです。

① Aが直接Cに製造委託等をしたとすれば、下請法の適用を受けるケースであること

② Aが、Bの議決権の過半数を有するなど、役員の任免、業務の執行等について、Bを実質的に支配していること

③ Bが、Aから受けた製造委託等の額または量の全部または相当部分を、Cに再委託していること

査するかどうかを問わず、親事業者が発注した物品等を受領した日から起算して60日以内で、できる限り短い期間になるよう定めなければなりません。

もし、支払期日を定めなかつた場合には、親事業者は、下請事業者に対し、物品等の受領日に下請代金を支払わなければなりません。

また、支払期日が給付受領日から60日を超えて定められる場合には、受領日から起算して60日を経過した日の前日までに支払わなければなりません。

② 発注書面の交付義務

下請法は、親事業者に次のようないうの遵守義務を課し、下請取引の適正化を図っています。

① 下請代金の支払期日を定める義務

② 発注書面の交付義務

下請代金の支払遅延等によって、下請事業者の経営が不安定になることを防止するため、親事業者は、下請事業者との間で、下請代金の支払期日を事前に定めることが義務付けられています。

この支払期日については、下請事業者の給付内容について検討する必要があります。

親事業者の遵守義務

下請法は、親事業者に次のようないうの遵守義務を課し、下請取引の適正化を図っています。

① 下請代金の支払期日を定める義務

② 発注書面の交付義務

下請代金の支払遅延等によって、下請事業者の経営が不安定になることを防止するため、親事業者は、下請事業者との間で、下請代金の支払期日を事前に定めることが義務付けられています。

この支払期日については、下請事業者の給付内容について検討する必要があります。

田中伸山
下江法律事務所
副代表
弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。
【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、相続、事業承継、交通事故損害賠償請求。



機動力と総合力の広島最大級事務所！迅速な対応のための予防法務=顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 代表 山下江

山下江法律事務所

広島本部、呉、東広島、福山、岩国支部
広島弁護士会、山口県弁護士会所属

山下江

検索

□契約書チェック

◆企業法務相談料30分5千円(+税)

□債権回収

◆案件により着手金無料(応相談)

□労務問題など

企業法務専門サイトあります
<https://www.hiroshima-kigyo.com>



相談予約専用
フリーダイヤル
0120-7834-09